

## 情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会（第90回）議事概要

### 1 日時

令和6年2月29日（木）10:00～11:07

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者

#### (1) 委員（敬称略）

谷川 史郎（分科会長代理）、実積 寿也、滝澤 光正、巽 智彦、  
藤沢 久美、三浦 佳子（以上6名）

#### (2) 総務省出席者

玉田郵政行政部長、折笠郵便課長、藤井信書便事業課長、  
牧村信書便事業課課長補佐

#### (3) 事務局

坂平情報流通行政局総務課課長補佐

### 4 議題

#### (1) 答申事項

郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案【諮問第1244号】

答申書（案）のとおり答申を行うことが適当である旨の議決を行い、総会において報告・審議することとなった。

#### 【内容】

本件は、郵便役務の安定的な提供を継続するため、第一種郵便物のうち25g以下の定形郵便物（以下「定形郵便物」という。）の料金上限を定める郵便法施行規則の一部を改正し、あわせて、日本郵便株式会社と一般信書便事業者の対等な競争条件を確保するため、一般信書便役務のうち定形郵便物と同じ大きさ及び形状の信書便物の料金上限を定める民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正するもの

#### (2) 諮問事項

ア 一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信書便約款の改正【諮問第1247号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申を行った。

#### 【内容】

一般貨物自動車運送事業者用標準信書便約款及び貨物軽自動車運送事業者用標準信

書便約款の改正について諮問するもの。

イ 特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可【諮問第1248～1250号】

審議の結果、諮問のとおり許可及び認可することが適当との答申を行った。

**【内容】**

11者に係る特定信書便事業の許可、信書便約款の変更の認可並びに信書便管理規程の設定及び変更の認可について諮問するもの。

本分科会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 坂平・望木

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council@soumu.go.jp